

事務局長	次長	次長	作成者	起案日 4年7月28日
				決裁日 4年7月29日

農業委員会令和4年6月総会

開催日時 令和4年6月20日 午後1時30分～

開催場所 守口市役所6階 研修室602号

出席委員
 ①西口 誠一 ②田中 明美 ③石田 卓三
 ④大倉 利文 ⑤木村 剛久 ⑥久保田 哲夫
 ⑦砂口 勝紀 ⑧辻本 恵美子 ⑨辻本 卓郎
 ⑩中東 郷美 ⑪橋本 徹 ⑫山崎 勝彦

事務局 阪本、松前、柴崎、中道

閉会時間 午後2時22分

西口会長 それでは、ただいまより、令和4年6月の農業委員会総会を開催したいと思います。

最初に一言だけ、お話をさせていただきたいと思います。2021年度の農業白書がまとまり、ということで、新聞紙上で御承知のようにウクライナ危機を受けて農業白書のほうでは、食糧の安定供給の確保を図る。もう一つは、農業の持続的発展、農村の振興、もう一つは最後に、災害からの復旧・復興、防災・減災の国土強靭化を進めるという形の白書のまとめ方であります。ただ、気にかかっているのは、農業の現場でのいろんな問題が積み残しになってるのがまあるように感じております。今年の後半、特に農業関係の資材といいますか、直に肥料のほうが急激に上がる。皆さん方も非常に買い止めされてると思うんですけども、このあとの肥料はかなり上がるということがちょっと覚悟を決めておかないとあかんなという感じがします。

もう一つは、政府は全ての女性が輝く社会づくり本部と合同会議を開きまして、女性活躍・男女共同参画の重点方針というのを決めました。これは何かというたら、具体的に言いますと農業委員の女性の参画を増やしていただく。あとは、農協の女性の役員を増やしていただ

くという形の重点方針を決めております。

あとは、6月、7月、8月というのは皆さん方、田植えをされて農薬を一番使う月間です。6月、7月、8月。農薬安全使用月間ということで、もちろん人の安全安心が一番大事です。環境への配慮も大事ですし、肝心の農作物に被害がないようにということで、安全安心を進めるということで農薬安全使用月間というのが始まっています。くれぐれも農薬使用御注意あらんことをお願い申し上げまして、最初の御挨拶にさせていただきます。

座らせていただきます。

初めに、農業委員会憲章を唱和したいと思います。先だって新型コロナウィルスの感染防止の観点から、またの黙読をお願い申し上げたいと思います。お願いいたします。

はい、ありがとうございます。黙読をおやめいただきたいと思います。

それでは、本日の欠席委員の報告をお願いいたします。事務局、お願いいたします。

事務局 本日、欠席届の出ている委員さんは山田委員、遅れられているような状況ですが、大西委員が欠席で届出がございました。

西口会長 ありがとうございます。定足数は超えておりませんので、会議は成立了します。

本日の署名委員は、辻本恵美子委員と辻本卓郎委員であります。よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、議事進行にまいりますが、例によって発言に際しまして、まず挙手をお願いいたします。私のほうから指名させていただきますので、御発言をよろしくお願い申し上げたいと思います。

報告第4号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、報告（会長先決分）、報告第4号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予の継続に伴う、引き続き農業経営を行っている旨の発行について」御説明させていただきます。

これは、農地等を相続等により取得し、相続税の納税猶予の特例を受けている方で、引き続き納税猶予を継続するためには必要な証明書です。3年ごとに税務署により相続人宛てに案内が送られてきます。

それでは、報告第4号、番号1を御覧ください。

令和4年5月9日に [REDACTED] の相続人 [REDACTED]

様より、当該証明書の発行依頼がございました。

特例適用農地の所在は、佐太中町[REDACTED]、地目、[REDACTED]
[REDACTED]平米と同所[REDACTED]、地目、[REDACTED]平米の2筆でございます。

6月10日に西口会長、地元担当の山田委員、事務局職員で所有者
様の立会いのもと現地確認を行いました。

会長専決にて、6月14日に証明書の発行を行いましたことの御報
告です。

以上です。

西口会長 事務局より説明が終わりました。本来なら、現地確認に山田委員が
同行をお願いしたいんですが、今御都合、今お見えになられません
で、私のほうから説明させていただきます。

当日、この農地を見せていただきました。適正な管理をされてます
ので、何ら問題はないとの認めさせていただきました。

この件について、質問ないし意見がありましたらお受けしたいと思
いますが。

ないようでございますので、次にまいりたいと思います。

報告第5号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出
について」番号1、2の2件でございます。一括して事務局より説
明をお願い申し上げます。

事務局 それでは、御説明させていただきます。

恐れ入りますが、報告第5号「農地法第4条第1項第8号の規定に
による農地転用届出について」番号1を御参照願います。

令和4年5月25日に[REDACTED]様よ
り届出がございました。土地の所在地は、大久保町[REDACTED]
[REDACTED]地目は[REDACTED]面積が[REDACTED]平米です。現況は宅地、駐車場となっ
ております。

本件につきましては、市街化区域にあることから、受理について問
題はございません。

なお、6月10日に西口会長、地区担当の砂口委員、申請者立会人の
土地家屋調査法人ASUKAの[REDACTED]様と事務局立会いのもと、現
地調査を行いました。今後、何かあった場合は申出人で対処するとい
う理由書を提出していただいており、6月10日付で受理通知書の
発行をいたしましたことの御報告でございます。

続きまして、番号2を御覧ください。

令和4年6月1日に[REDACTED]様より届
出がございました。土地の所在地は、寺方錦通[REDACTED]、地目

は[REDACTED]面積が[REDACTED]平米で、現況は倉庫と駐車場になっております。

市街化区域内で受理については問題ございませんし、6月10日に西口会長、事務局が現地調査を行い、今後、何かあった場合には申出人で対処する旨の理由書の提出をいただいております。6月10日付、会長専決で受理通知書の発行をいたしましたことの御報告でございます。

以上です。

西口会長 2件の報告をいただきました。

御質問の前に、報告第4号、番号1について、地元担当の砂口委員より御報告をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

砂口委員 大久保町[REDACTED]の物件について現地調査に立会いをいたしました。現況は木造平家建て及び駐車場に使用をされておりますことを現認いたしております。

以上です。

西口会長 それでは続いて、番号2の件でございますが、私のほうから報告をさせていただきます。

現地へ確認に参りまして、周辺には農地もありませんし、何ら問題がないと認めまして、承諾をいたしました。

この件について、番号1番、2番について、何か御質問、御意見がありましたらお受けしたいと思います。

ないようでございますので、次にまいりたいと思います。

それでは、3の報告事項「農地法第3条の許可申請について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 前回の総会の中で農地法第3条第2項の解釈について、いま一度、本農業委員会内で意思統一を図ってはいかがと御意見をいただいたことから、委員の皆様には既に御承知の方もおられると思いますが、再度御説明させていただきます。

農地の売買あるいは賃借などの場合は、農地法第3条第1項の規定により農業委員会の許可が必要で、この申請があった時は、農地法第3条第2項の項目第1号から7号に基づき農業委員会で審議し、許可または不許可を判断していただきます。

この判断項目1号から7号を大きく分類すると個人の場合、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件、下限面積要件などを満たす必要があり、例外はありますが、これら1つでも要件を

満たしていなければ許可を出すことが難しいと事務局では考えております。

これを踏まえ、令和3年3月の守口市農業委員会総会で御議決いたしました農地法第3条第2項第5号の下限面積要件の緩和、20アールから10アールについて説明いたします。

石田委員 ごめん。会長、かまへん。

西口会長 はい。途中ですけど。全部お聞きになって。

石田委員 途中でないと意味がない。

西口会長 そうですか。いいですか、事務局。

事務局 はい。

西口会長 認めます。

石田委員 下限面積要件について、昨年の3月総会で事務局の説明について私は納得できなかったら御意見を申し上げました。そのときに下限面積については、私と事務局のほうで調整した上で委員会で報告するという回答をいただいてますよね。

事務局 はい。

石田委員 そうですよね。確かに6月の上旬に下限面積についての打ち合わせはさせていただきました。6月の上旬やな、確か。

事務局 日付はちょっと今はっきり覚えてないですけど。

石田委員 僕も日付はちょっと覚えてないねんけども、文書でファクスでいただきました。その説明について僕は納得いけへんから、もう一度考えてというふうに、僕は回答したはずです。

事務局 はい。

石田委員 そうですよね。委員会で報告するときには、私との調整が終わってから委員会に報告ということになってたわけでしょ。昨年の3月総

会では。

事務局 そうですね。

石田委員 確かに6月の上旬に1回目の打ち合わせをしましたけども、最終的な結論は出てません。委員会と事務局と私との話の中で。にもかかわらず、今日この説明をするというのは私は納得できへんし、その件についてどう思っておられますか。事務局、この総会の中でそれを論議する必要がないんやったら論議しません。委員会終わってから事務局と私が話します。

事務局 こちらのほうで先ほど石田委員おっしゃったように、私ども事務局としての判断というか、解釈というのを文書でファクスでお伝えさせていただきました。その中で先ほど委員おっしゃるように、もう一度変えてくださいと。再度また2枚目をこういう解釈ですという形で送らせていただきました。

石田委員 いや、2枚目もらってないよ。僕がファクスで届いてるのに確認してへんかったらごめんやけども、私はいただいてません。

事務局 こちらのほうでは、記録を残させていただいておりまして。

石田委員 もし万が一いただいたとしても、僕からの返事はなかったでしょ。

事務局 そうですね。

石田委員 しました。これでオーケーですと言いました。この間のお話では、最終的に委員会でどんな報告をするかいうのをお互い、私も事務局のほうも納得した上で報告するという約束事ですよね、それ。

事務局 そうですね。納得いうか、こちらのほうでは解釈の違いもございますし、ただ読み原稿、この説明の中で委員会内で、総会内で説明する文書をいただきたいということで、確認されてるかされてないかは。

事務局 16日の4時58分に流させていただきまして、送信オーケーの履歴は取っております。その後、委員のほうから応答がありませんので、それは確認いただいたという認識でこちらのほうは。

石田委員 何日やって、2回目は。

事務局 2回目は16日の16時58分です。

石田委員 16日って、それをいただいた僕はこれではあかんって言ったやつ
やん。

事務局 最初にファクス流させていただいたのは、6月7日の分です。それ
が16時5分です。

石田委員 ごめんなさい。委員会でこんなことを、個人的なことをお話するの
はいいのかどうか私分からへんけども、6月7日の分と16日の送
ってくれはったファクス今、見せてくれへん。

砂口委員 暫時休憩しようか。休憩を閉じて、今日は議長はこれを説明すると
いうことで会長が言って、事務局が説明しかかってるねんから、最後
まで説明してえな。それからの話にしようや。そうしよう。休憩を閉
じてやってください、続きを。皆さん、それでよろしいな。
どうぞ。

事務局 先ほど令和3年3月、守口市農業委員会総会で御議決いただきました農地法第3条第2項第5号の下限面積要件の緩和、20アールから10アールについて説明させていただきます。

そもそも下限面積とは地域差はありますが、経営面積が余りに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に農地面積が一定、守口市は令和3年3月22日より10アール以上にならないと許可ができるとするものです。具体的に取得しようとする者の現在農地所有面積がたとえゼロであっても、取得しようとする農地面積が10アール以上であれば、取得後の面積が10アールを超えるので、この下限面積要件部分は満たすことになります。

ただ、この下限面積要件は、農地法第3条の許可を得るための要件の1つであり、農地の権利を取得する場合は、それ以外の農地法第3条の許可要件を満たすことが必要であることから、農地法第3条第1項の許可是、特に新規で参入しようとする方にはハードルが高いのも事実でございます。しかしながら、農地法の目的は、農地の全てを効率的に利用し、耕作放棄あるいは転売目的などの農地取得を防止するためのものであります。

今後も、総合的に勘案しながら、守口市農業委員会事務局として農業委員会運営などに取り組んでまいりますので、ぜひ、農業委員会委員の皆様の御理解、御協力をお願ひいたしまして、説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

西口会長 ありがとうございます。

石田委員 下限面積を去年の3月に20から10に下げようとした目的は何ですか。

事務局 新規就農者の促進や農地保全、農地を今後、有効活用、その部分を下げるこことによって、その方々が農業をやっていくのにやりやすい状況にもっていこうとするものでございます。

石田委員 新規就農者の説明の中で、事務局のほうから説明の中では、耕作者が基本ですというのをおっしゃられましたよね。

事務局 そうですね。一応という言葉で。

石田委員 一応でも何でもいいけど、下限面積を下げる最初の説明の中で、3月に説明された時には、新規就農を目的やという説明があったんですが、あなたたちの言う新規就農とはどういう人を言うんですか。

事務局 揚げ足とるわけじゃないんですけど。

石田委員 いやいや、僕も揚げ足とらん。

事務局 これは、じゃあ何の時間なんですか。大変失礼ですけど、今、報告で下限面積の説明をさせていただいたので、新規就農者の説明だの、どうこう言われても完全に今回の総会とずれていってるような気がするんです。

石田委員 いやいや、そうじゃなくて、下限面積を議題として挙げられた時に、下限面積をなぜ下げるなんかという説明をされた中で、新規就農という言葉をあなたたちが出したわけやんか。

事務局 そうですね。

石田委員 あなたたちが新規就農って出したわけやん。あなたたちの説明の中で、新規就農の中で僕が新規就農ってどんな人なのって言うた時に、あなたたちは耕作者でないとだめですっていう言い方をしたわけやん。

事務局 そうですね。

石田委員 耕作者でないとだめやったら、新規就農ってどんな人が考えられるのって今聞いてるわけや。

事務局 これはちょっと別になると思うんですけど、新規就農っていうのは、例えばもうやってる人だけではなく、例えば新たにやる方もおられると思います。ただ、その中で全く無知の人が新規就農者やという中で、我々事務局としては、全く無知の人が来て農業したいという方について新規就農者というような解釈はもってはいないです。実際のところ、大変申し訳ないんですけども、一応耕作してる人じゃないとだめですというようにお答えさせていただきましたが、例えば農業の大学に行ってたり、よそで農業の仕事に就いてる人、農地は持っていないけども今後取得しようとする方、この方々たちが新規就農者やというような理解。新規参入者とかいろんな言い方はあるとは思うんですけども、その辺はそういうふうな理解、解釈はさせていただいております。

以上です。

石田委員 それで、その解釈で僕は正しいと思うし、僕もそれで納得できるねん。ただ、最初の説明のときにその説明がなかったから、あなたたちの新規就農者ってどういう人なんと、農地を取得するのに耕作者でないとだめやというから、それはこだわるつもりはないねんけど、例えば。

橋本委員 今、納得してくれはりましたよね。

石田委員 はい。

橋本委員 そうしたら、その前の話いいんじゃないですか。あんた、こない言うたんや。俺、こない聞いてへんやん。その前の話じゃなくて、今説明のほうを聞いて、石田委員は納得をしてくれはりましたよね。

石田委員 うん。

橋本委員 我々の採決はそれで生きるんですね。

石田委員 もちろん。

橋本委員 もちろん生きるんですね。それで前がこうやったやないか、何やつたやないかっていうのは必要ですか。

石田委員 ごめん。だから、その辺は。

橋本委員 これ会議と関係ないですよね。

石田委員 だから、その辺は納得しましたから、それはいいんですけども、事務局の説明を、あなたたちは行政で、ほううしてくれる事務局さんやから、今後のそういう法改正なり何かを変える時には、きっちりした説明してくれへんかったら、あのままで終わってたら例えば市民から相談あった時に「あなた、耕作者じゃないの」「ないです」じゃあ、農地を買えませんと蹴ってしまうわけやんか。そんな入り口で蹴るような説明をしたらあかんよ、今後は気をつけてくださいねというのを僕は言いたいだけ。

せやから、先ほどの説明の中で、あなたたちが一番最初説明した部分と、今回訂正しようとした部分を、その辺の説明を納得はしてるねんで。せやけど、僕らというか私だけかも分からへんけども、あなたたちは行政のプロで、私は委員に選ばれてるけども、市民から相談を受けた時にまともな説明をしないかんわけ。そのよりどころは何やねんいうたら、あなたたちの説明やん。だから、その辺の説明をこれから市民に損害が出ないような形の事務局としての説明をやっていただくように、僕はお願ひしておきます。

せやから、今回の説明の中で僕は納得したけども、委員があなたたちの事務局も含めてやけども、誤解のないように、これ以上言うたらまたいろいろ御意見出るから言わへんけども、どこがどう間違って、どこがどうやねんっていう説明を本来すべきやと僕は思うねんけども、それはいいです。

西口会長 そうしたら、皆さん、どうでしょうか。ほかの農業委員の皆さん方、今の話の経過を聞かれてお分かりと思います。この事務局の説明で

御理解いただきましたでしょうか。よければ、拍手で賛同いただきたいと思います。

(拍手)

西口会長 皆さん、拍手をいただきました。賛同いただけたと解釈いたします。ありがとうございました。

それでは、その他にまいります。

それでは、私のほうから先般、全国農業委員会会長会議というのがありますて、渋谷の公会堂のほうで大会がありました。主に寄せていただいた中心は各それぞれ全国各地から農業委員の会長が来てますので、地元、主には衆議院議員ですけども、先生方に要望書を持ってまいりまして、要望をお願い申し上げたということでございます。私は地元選出の地元ということになりますので、私の守口と門真の農業委員の会長さんと事務局長両者に同行いただきまして、伊佐進一、公明党の議員でございますけども、要望書を持ってまいりまして、要望書のお願い、それと食糧危機がもう目の前に迫っておりますので、我々も頑張りますけども、先生も食糧有事に備えて対応方をくれぐれもよろしくお願ひ。あとは、もう一つは、我々都市農業をいろいろ振興しております。その辺の後押しをよろしく申し上げてまいりました。

伊佐議員は、その辺は前から私たち農業新聞を読んでおりますけども、農業新聞に伊佐議員の農業振興について御発言もたびたび見てますので、非常に協力的な感じです。私は思うことは、門真の会長さんと合わせて、わずかな時間でありましたけども要望を申し上げてきたと思っております。

あと、伊佐議員の陳情に来られた方がたくさんおられまして、あとは寝屋川の市長が職員さんと行政にお見えでした。ということで、我々もうちょっと時間欲しかったんですけども、あの都合もありますので、そこは席を空けたということでございました。

そういうことで、東京へ行って出張させていただきました。ありがとうございました。

以上でございます。

ほかに何か事務局から説明がありますか。

事務局 次回の総会の日時なんですが、本日配付の次第にありますとおり、7月21日木曜日、午後1時30分から本庁6階の教育委員会会議室にて予定しておりますので、御参加、御協力のほど、どうぞよろし

くお願ひします。

以上です。

田中委員 来月、7月27日、またよろしくお願ひいたします。

今この会議でちょっと長いこと議論あったんですけど、石田委員のおっしゃったことが私も、皆さん拍手されましたけど、私、何となく、私も納得がいかなかつたもんで、ちょっと話やっていいですか。いや、私も、最近、新規就農者って枚方、農業大学とかいろんな土地がなくても若い方がそういうなんを来てはりますやんか。そういう人は売買したんじゃなくて借り入れでしてはるからいいんやけど、以前、この守口で去年だったかな。西口さんが第3条で土地売買で取得しはりましたやんか。そのときには耕作者であるから、いろんな条例として機具あるか、何やかんや、初めて私はそれに携わったので、今回、20から10に引き下げる、どなたでもいうことはないんですけど、新規就農者っていうのが、以前、石田さんに聞いたんですけど、田舎から若い時に農家で育って、学校出て、都会に出て、企業で働いて、ここの都会で長いこと、そういうふうな遊休農地を見て、田舎でも自分は百姓で育ったからやりたいなど。そういう時に買えるのかどうかっておっしゃったので、それが第3条の条例がいっぱいあるから、規定があるから私は無理違うかなと思ったんですよ。やっぱり耕作者でずっとやってら、ずっとそれは先祖の土地を守って、売ったりはしはるけれど、その耕作の能力をずっとやってきはるんやけど、やっぱり都会で、田舎で小さい時に育ってても、都会で育ったそういうような流れのあれでやってみたいなという、それが売買で取得しはった時にすぐに何年かで売ってしまはったら、例えば守口ですよ。守口の農地を守るというのに減ってくる、少なくなりますやんか。だから、そういうふうなことが条例で新規参入者というのが、どこまでそれを例えば、私が農業委員で、そういうような方に相談された時に、いや、何って言つたらいいんやろうと。今、だから。

西口会長 いろいろあるじゃないですか。政府と大阪府やってるやん。それで実績積んでやつたら、また3条も行けるよ。

田中委員 それは難しいなと思って。

西口会長 難しいけども、できるように大阪府がそんな制度をこしらえてるやん。だから、一旦終わったんやから、閉会の挨拶を言うてな。

田中委員 ちょっと難しいなと今思ったんです。耕作者がそういうような土地を売買でその特権というか、いろんな条例に携わって認可されるけど、買えるんやけど、新規参入者ってなればどうなんかなと思って、すみません。そういうのはいろんな大阪府のそういう条例があるから、やっていけると思うんですけど。難しいです。

副として会長の横の席に今は座させていただいてますけれど、いろんな意見を聞いて、本当に自分で納得できるか、もっと履修しなあかんなとつくづく今回の会議で思いました。

石田委員 今、事務局のほうからきっちりした説明をしてくれはったから、新規就農言うてはるねんから、そういう方向で、市民の方相談に乗ってあげはったらしいん違います。

田中委員 また、それは本当に事務局にお任せするいう形で。

石田委員 だから、実際に許可するのは農業委員会でまた実際に許可するかせんかいうのは農業委員会の許可事項なので、事務局関係なしに。

田中委員 これからどんどん、私ごとですけれど、畠で耕作してたら、いろんな方が、この土地は借りりますかとか、貸農園ですかとか、そういうふうな気持ちで、単なる簡単な気持ちで聞きはるのか、そういうような方が本当に最近多いので、だからやっぱり余裕のある人なんかだったら欲しいなと思う方もいらっしゃるかも分からないので、またその時は事務局に携わってお願ひします。

事務局 大変申し訳ないんですけど、両委員おっしゃるように、やっぱり新規参入とか新規就農者っていうのは事務局のほうで判断するっていうのも、ある程度全く何もしてきてこなかった人が、その制度を利用するためとか、いろんな部分はあるとは思うんです。ただ、おっしゃるように我々として、事務局としてやるべきことはしっかりして委員の皆様に判断をいただくのは委員の皆様だと思ってますので、その中の前段階の部分で事務処理をしていくのが事務局の務めやと思ってます。ただ、おっしゃるように新規参入、新規就農者の判断ってなってきた場合に関しては、かなり難しい判断も出てくると思いますので、おっしゃるように、やはりそのときにはそれなりの情報というものは事務局のほうで準備をさせていただこうと思います。よろしくお願ひします。

田中委員 今回は、どうも本当に長い間ありがとうございました。また来月、
よろしくお願いいいたします。

守口市農業委員 署名委員

辻 本 恵美子

辻 本 卓 郎